

地方独立行政法人徳島県鳴門病院 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、地方独立法人徳島県鳴門病院の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方独立行政法人徳島県鳴門病院職員就業規則第2条に規定する職員をいう。
- (2) 職員兼務役員 職員を兼務する常勤の役員をいう。
- (3) 常勤役員 常勤の役員であつて、職員兼務役員以外の者をいう。
- (4) 非常勤役員 非常勤の副理事長、理事及び監事をいう。

(役員報酬)

第3条 常勤役員の報酬は、基本報酬、通勤手当及び賞与とする。

2 非常勤役員の報酬は、非常勤役員報酬及び通勤手当とする。

3 職員兼務役員には、この規程による役員報酬及び手当は支給しない。

(報酬の支給日)

第4条 常勤役員の報酬（賞与を除く。）は、職員の給料の支給日に支給し、賞与は職員の賞与支給日に支給する。

2 非常勤の理事の報酬は、非常勤の理事が業務を執行した日の属する月の翌月における職員の給料の支給日に支給する。

3 非常勤の監事の報酬の支給日については、理事長が別に定める。

(基本報酬)

第5条 常勤役員の基本報酬の額は、次の各号に掲げる役員区分に応じて、当該各号に定める額の範囲内で理事会において定める額とする。

(1) 理事長 月額 883,500円以下

(2) 副理事長 月額 713,400円以下

(3) 理事 月額 501,600円以下

(常勤役員通勤手当)

第6条 常勤役員通勤手当の支給額及び支給方法については、地方独立行政法人徳島県鳴門病院職員給与規程の規定を準用する。

(賞与)

第7条 賞与は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退任し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。

2 賞与の額は、基本報酬月額に、6月に支給する場合には100分の140、12月に支給する場合には、100分の155を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期

間におけるその者の在職期間（これに準ずるものとして理事長が別に定める期間を含む。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 6か月 | 100分の100 |
| (2) 5か月以上6か月未満 | 100分の80 |
| (3) 3か月以上5か月未満 | 100分の60 |
| (4) 3か月未満 | 100分の30 |

（日割計算）

第8条 新たに常勤役員となった者には、その日から基本報酬を支給する。

2 常勤職員が退職し、又は解任された場合には、その日までの基本報酬を支給する。

3 常勤職員が死亡により退職した場合には、その月までの基本報酬を支給する。

4 第1項及び第2項の規定により基本報酬を支給する場合における日割計算の方法については、職員の例による。

（非常勤役員報酬）

第9条 非常勤役員報酬の額は、次の各号に掲げる非常勤役員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- | | | |
|--------------|----|---------|
| (1) 副理事長及び理事 | 日額 | 25,800円 |
| (2) 監事 | 日額 | 25,800円 |

（非常勤役員の通勤手当）

第10条 非常勤役員の通勤手当は費用弁償とし、その支給額は、職員の旅費の例による。

（報酬の支払方法）

第11条 役員の報酬は、その全額を、通貨で、直接役員に支払う。ただし、役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、職員の例により当該金額を控除して支払うものとする。

2 前項前段の規定にかかわらず、役員の報酬は、役員の同意を得た場合又は役員が申し出た場合には、役員が指定する金融機関等の本人名義の口座に振込みを行う方法により支払うことができる。

（端数の処理）

第12条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（退職手当）

第13条 常勤役員が退職（死亡した場合を含む。）した場合には、退職手当を支給し、非常勤役員に対する退職手当は、これを支給しない。

2 常勤役員の退職手当の額は、退職の日におけるその者の報酬月額にその者の在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 理事長 100分の40以内
- 二 副理事長及び理事 100分の25以内

3 前項の在職月数は、役員となった日から暦に従って計算する。この場合において、1月に満たない端数（15日を超えるものに限る。）を生じたときは、これを1月とする。

（退職手当の特例）

- 第 14 条** 役員のうち、理事長の要請に応じ、引き続いて徳島県職員（職員の退職手当に関する条例（昭和 29 年徳島県条例第 3 号。以下「退職手当条例」という。）第 1 条に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職をし、かつ引き続き徳島県職員として在職した後引き続いて再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 2 徳島県職員が、徳島県知事の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職をし、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の徳島県職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
 - 3 役員が第 1 項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて徳島県職員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて徳島県職員となった場合においては、別に定める場合を除き、この規程による退職手当は支給しない。
 - 4 第 2 項の規定に該当する役員のうち前項に該当する者以外の者が退職した場合の退職手当の額については、前条各項の規定にかかわらず、当該退職の日に徳島県職員に復帰し徳島県職員として退職したと仮定した場合の、第 2 項の役員としての在職期間（徳島県職員として引き続いた在職期間を含む。）を退職手当条例第 7 条に規定する勤続期間とみなし同条例の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合において、当該退職の日における報酬月額については、当該役員が役員となるため徳島県職員を退職した日における徳島県職員としての給料の月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、別に定める。

（費用弁償）

- 第 15 条** 常勤役員及び非常勤役員が業務のため旅行した場合は、当該旅行に要した費用を弁償する。
- 2 前項の規定による費用弁償の支給額及び支給方法は、職員の旅費の例による。

（委任）

- 第 16 条** この規程に定めるもののほか、役員の報酬に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。